

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第七第六号中「留置場看守作業」を「留置施設看守作業」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年六月一日から施行する。